

監 査 報 告 書

令和3年度期末決算

(第18期)

(自 令和3年4月 1日)

(至 令和4年3月31日)

国 立 大 学 法 人
滋 賀 大 学

令和3年度監査報告書

令和4年6月7日

国立大学法人 滋賀大学
学長 竹村 彰通 殿

国立大学法人 滋賀大学 監事

菱田 基和代 

監事

近藤 智子 

監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第18期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、令和3年度の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事及び監査室長その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、監査室と連携して、情報の収集及び監査環境の整備に努めつつ、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の主要な会議及び役員懇談会に出席して本学全体の状況を把握することに努め、必要に応じて意見を述べるとともに、随時役職員等から個別状況聴取及び意見交換、文書確認及び実地調査等、本学監事監査実施内規第5条に定める手順等を用いて監査を実施しました。

また、本学における国立大学法人ガバナンス・コードの各原則の実施状況及び適合状況等に関して監事による確認を実施しました。すなわち、本学において、国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標、戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築ができているか、これを実行検証する体制や仕組みができているかなど、学長及び役職員の職務が法令及び国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に適合した形で行われるための体制及び仕組みに関し、その整備・運用状況について学長及び役職員等から報告を受け、必要に応じて調査し、説明を受けました。

会計監査については、会計監査人が独立の立場から適切に監査しているかにつき検証し、業務執行状況についても報告を受け、必要な場合には説明を求めて、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2 監査の結果

(1) 業務の適正実施及び中期目標の効果的かつ効率的な実施について

本学における教育・研究業務の実施状況に関して法令等に従って適正に実施されているかについて監査しました。その結果、特に指摘すべき重要な事項はありません。

(2) 内部統制システムの整備及び適用に関する状況

本学におけるガバナンスや学長及び理事が法令に適合した形で業務を遂行するための体制について監査した結果、特に指摘すべき点はありません。

(3) 役員の業務執行に関する不正行為又は違法行為について

役員の業務執行に関して、不正行為又は法令違反の事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく記載しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(6) 監査のための必要な調査の実施について

これまでのところ監査業務の実施に当たって特に支障はありません。

監査室は独立しており、適時の内部監査のほか、監事監査をサポートする体制を整備しているため、監事による適時の必要な調査の実施において不都合はありません。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策会議を設け、大学全体（附属学校園を含む）に徹底した対策を啓蒙するだけでなく、ワクチン接種の対象者を地域住民にも拡大するなど地域医療にも貢献しました。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和4年6月7日

国立大学法人 滋賀大学

学 長 竹 村 彰 通 殿

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 大 川 幸 一

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 纈 纈 和 雅

業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人滋賀大学の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。国立大学法人等の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立大学法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。学長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する学長及び監事の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 学長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに学長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び国立大学法人等の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、準用通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人滋賀大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

学長及び監事の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに学長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上